

軽減の対象となる方の要件とその負担限度額について

利用者負担段階		負担限度額：日額	
区 分	対象となる方の要件	居住費	食 費
第1段階	市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方	従来型個室 490円	300円
	生活保護を受給されている方	多床室 0円	
第2段階	市町村民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	従来型個室 490円	390円
		多床室 370円	
第3段階	市町村民税非課税世帯の方で上記2段階以外の方	従来型個室 1310円	650円
	市町村民税課税層における特例減額措置が適用となる方	多床室 370円	
第4段階	上記以外の方	負担限度額なし	負担限度額なし

軽減を受けるためには申請が必要です

- ◎利用者負担段階が「第1段階」「第2段階」「第3段階」に該当される方が、「居住費」等の軽減を受けるためには、区役所介護福祉課まで申請していただく必要があります。
申請書類：「介護保険 負担限度額認定申請書」
- ◎当施設に「介護保険 負担限度額認定証」を提示し、その認定証に記載された自己負担上限額をお支払いください。